



発行
2006年6月17日
VOL: 88

連絡先
豊郷小学校の歴史と未来を考える会
〒529-1172
豊郷町安食南130
Tel/Fax
0749(35)5333

「豊郷小校舎破壊損害賠償訴訟」確定 最高裁、大野町長の上告を棄却

原告住民完全勝訴、町長に損害賠償350万円支払命令

大野町長の敗訴確定

豊郷小学校の本校舎（ヴォーリズ設計校舎）解体工事を大野町長が強行し、住民が大野町長に損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第一小法廷は六月八日町長の上告を棄却し、住民勝訴の判決が確定しました。豊郷小学校を巡る三つの裁判では初めての確定判決です。

私たちは八日、彦根記者クラブで記者会見を行い、新聞やテレビなどマスコミは大きくこのニュースを報道しました。

町長に反省の色無し

この事件は二〇〇二年十二月二〇日、前日出された大津地裁の校舎保全の仮処分決定を無視し、大野町長が違法に校舎解体を指示したもので、豊郷小問題が全国的なニュースとして知られるきっかけとなりました。

一審、二審判決とも私

たち住民側が勝利しましたが、大野町長は「最高裁では自分が勝つ」と全く根拠がないにも関わらず、責任を先延ばしにしてきました。九日の記者会見で町長は「主張が認められず残念。最高裁の判断だから従うが、解体ではなく、引越し作業との主張は変わらない」と相変わらず反省も陳謝もせず、記者の方々をあきれさせました。

町長の違法性を断罪

最高裁判決は町長の上告を「受理の必要なし」として棄却しています。いわば門前払いされたも同然です。町長の主張は「論じるに値しない」と判断されたのです。今年三月三十一日、大津地裁は私たちが「建造物損壊容疑」で大野町長を告発した件で再び不起処分免とも思ったのでしよう。しかし刑事事件と民



事事件は違いません。最高裁ははっきり違法行為と断罪しました。

望まれる本校舎の一刻も早い修復

豊郷小の本校舎は解体事件後も、割れた窓ガラスにアクリル板をはめただけで何の修理もされていません。この間、台風や大雪に何度か見舞われ、校内に雨、雪が浸み込んでいます。また梅雨入りした今、これから降る雨が大変気にかかります。一刻も早く修理をし、豊郷町の歴史的、文化的遺産として後世に遺して保全することが大野町長の真つ先にやらなければならぬことです。いまだに豊郷小の有効な活用方法を見出せない「まちづくり検討委員会」の結論を待っているのは益々校舎

の傷みが大きくなるばかりです。大野町長が校舎を修理せず、立ち枯れを狙い、保存するより壊そうとする意見を大きくしようとする意図が見え隠れするのもこのような姿勢を取り続けているからです。

原告談話

本田清春代表

「町長の主張は完全に退けられ、住民の主張が正しいことが認められた。必ず勝利できると信じていた。この判決を町民のみなさんと共に喜び合いたい。町には直ちに校舎を改修して一般公開するよう申し入れたい」

高橋直子幹事

「町や議会、町教委の責任は重い。町長が校舎を破壊したところを見ていた子どもたちには『悪いことはできない』ことを分かってもらえたはず」

竹内秀典副代表

「町長は三審制を盾に、『判決が確定するまで行政は拘束されない』と強弁を繰り返してきた。今後このような理屈は通用しない。賠償金に加え、訴訟費用も速やかに返還すべきだ」

豊郷小裁判勝利報告集会

下記の日程で裁判勝利の報告会を行います。皆様のお越しをお待ちしております。

記

日時： 6月18日(日)
午後2時30分

場所： 那須公民館(石畑区)
称名寺東となりです

講演： 吉原稔弁護士

伊藤寛町会議員
「臨時町議会の招集を求め、大野町長の責任を追及する。町長は辞職すべきだ」

豊郷小保存運動の意義

六月八日の最高裁判決により豊郷小学校舎破壊損害賠償訴訟が確定した。住民側の完勝であり、残る二つの裁判（新校舎工事代金差し止め訴訟、総額二十億円にのぼる損害賠償訴訟）にも大きな影響を与える意義のある判決だった。

豊郷小保存運動が公式にスタートしたのは二〇〇一年十月。この間大野町長の力づくの町政運営に対抗し、理性と科学、情熱をもって運動を進めてきた。残念ながら新校舎の建設を阻止することはできなかったが、住民運動として大きな成果を上げることができた。これは一にも、二にも地域住民の強力なサポートがあったおかげであり、更に建築や、教育、行政学、法律の専門家の方々の有形無形の力をお借りできたことが我々の運動を支えてくれた。心から感謝したい。

堂の保全仮処分決定が出た後に、旧正田邸（美智子皇后実家）の保存運動や三重県鳥羽市の鳥羽小保存運動、和歌山県高野口町の高野口小保存運動他、全国各地に大きな影響を与えた。二〇〇二年三月に豊栄のさで行われた日本建築学会、日本建築家協会共催の「豊郷小学校の建築を考える」シンポジウムには、地元住民のみならず、地域の建築物保存運動を実践している多くの方々も参加した。さらにヴォーリス設計の建築物の評価も広く認識されるようになり、各地で新たな運動を興す一端を担うこともできた。朝日新聞アジアネットワークの『アジアの開発と環境』研究チームの紙面では「理由を失っても公共事業を強行し、地域のアメニティを破壊してきた日本社会の縮図が豊郷町にはある。しかし反面、これまでない積極的な側面もある。それは、かつての公害反対運動にもまして激しい運動が保全運動に見られるという

ことだ。豊郷小学校は、もちろん極めて高い歴史的価値を有しているが、建築物そのものの価値のみが重要なのではない。むしろ、三代代を通して同じ小学校を卒業し、母校を愛してやまない地域住民が生活していること、地域住民が主体となって地域環境を守っていること、大きな価値がある。豊郷の運動は、日本の環境保全運動が着実に成熟してきていることを示している。これまでの日本経済は、地域の価値をあまりにも無視したものだ。壊れないか。旧いものは壊し、新しいものをつくるというまちづくりのあり方そのものを見直しが必要なのではないか。豊郷小学校は私たちに訴えかけているといえるだろう」と高い評価を頂いている。また町長リコールの実績から、県内はもとより県外からも民主的な自治を求める運動家との接触をもつことも多くなった。自治体合併論議のたかまりも手伝い、住民投票の実際を問われることも多かった。単なる保存運動だけでなく、地域の民主的な行政のあり方まで

を含んだ運動へと発展、昇華した。この運動には運動主体であった我々の考えていた以上に大きなテーマがある。

これに対し行政はどうか？現在も豊郷小本校舎は一切修理に手をつけていない。一時は町長自ら文部科学省に「重要文化財の指定をお願いしたい」とパフォーマンスをしておきながら、今も放置するだけの姿勢には無責任極まりないと言うしかない。議会も町長の意向に沿うばかりで何も有効な手を打とうともしない。全く以って、あるべき理想や理念のかけらもないから、このような恥ずかしい惨状を前にしても良心のかけらも痛まないのである。我々地域住民の志と行政のギャップは驚くほど大きい。だからこそ最高裁判決を待つまでもなく住民勝訴は既定の事実であったのだ。

諸事雑感

一瞬、原告と被告のどちらが勝ったのか判断に迷った。しかしすぐに原告住民勝訴であることが実感できた。

一、二審判決と異なり最高裁判決に期日は指定されていない。私たちが原告を支持する方々から「いつになったら最高裁判決が出るんやろ。知ったら教えて」と常々言われていた。しかし教えたくても我々自身も全くわからない。いつも待機状態で、判決をそれこそ一日千秋の思いで待っていた。今回の「校舎破壊損害賠償訴訟」は昨年十月二十三日に大阪高裁で判決が下されていた。わずか半年後に確定したことになる。この判決自体は意外に早かったのだ。待つ者にとっては随分長い。

一瞬、原告と被告のどちらが勝ったのか判断に迷った。しかしすぐに原告住民勝訴であることが実感できた。

豊郷小保存運動を始めて四年八ヶ月、最高裁判決という大きな節目を迎えたことになる。しかしこの間、大野町長本人と町長を擁護する町会議員、町長周辺で利権を漁る取り巻き達は一切何をしていたのか。「豊郷」の名は不名誉にも違法な町の代名詞と使われ、恥ずかしい形でその名を知らしめてしまった。もちろん悪いことばかりではなかった。大野町長のリコールを成功させ、違法、無法ばかりがまかり通る町ではないことを証明してみせた。町民の健全な良識を示せたことは大きな成果であった。残念なことは町長の復職を許したとばかりではない。議会が全く機能せず、町長の横暴をチェックするどころか後押しをしていることだ。民意を反映せず、一部の利権が優先されている大野町政を断罪できているのが「裁判」という手段しかないとしたら地方自治は存在しない。議会の良識を多くの町民が望んでいることを町会議員は知るべきだ。